



国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

納めやすくなります



目次

国民健康保険税の納期ごとの税額の差を小さくします	P2
国民健康保険税納税通知書の送付	P2
第2期データヘルス計画の中間評価・見直し	P2
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のコンビニ納付・スマホ決済	P3
マイナンバーカードの保険証利用が開始	P3
国民健康保険の届け出／後期高齢者医療制度のしくみ	P4
高額介護合算療養費制度	P5
新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給を延長します	P6
新型コロナワクチン接種に関する相談窓口	P6
お薬の上手なもらい方	P6

詳しくは
2～3ページを
ご覧ください！



国民健康保険税の納期ごとの税額の差を小さくします

これまでは、国民健康保険税の納期ごとの税額に大きな差が出てしまうことがありましたが、今年度から納期ごとの税額差が小さくなるよう、次のように変更します。

これまで 納期ごとの **1,000円未満**の端数を最初の納期にまとめる



今年度から 納期ごとの **100円未満**の端数を最初の納期にまとめる

納期ごとの納付額の例

納付方法が普通徴収で、暫定賦課の税額が2,800円、本算定賦課の税額が17,200円の場合

暫定賦課税額を納期数で割ると
 $2,800円 \div 3期 = 933円$

本算定賦課税額を納期数で割ると
 $17,200円 \div 9期 = 1,911円$

	暫定賦課			本算定								
	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
今年度	1,000	900	900	2,000	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
これまで	2,800	0	0	9,200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

暫定賦課の部分を見てみると…

これまでは1,000円未満の「933円」を最初の納期にまとめていたけれど、今年度からは100円未満の「33円」だけを最初の納期にまとめるのね！



国民健康保険税の通知を 4月に送付します。

国民健康保険に前年度から引き続き加入しており、『普通徴収(納付書や口座振替)』に該当する方には、「国民健康保険税(暫定賦課) 納税通知書」を、また、『特別徴収(年金から天引き)』に該当する方には、「仮徴収額通知書」をそれぞれ4月に送付します。

なお、令和3年4月以降に国保に加入した方には、本算定賦課の納税通知書を7月に送付します。

国民健康保険税の納付方法と納付月

仮徴収 令和3年2月(令和2年度)の税額と同額

本徴収 前年1～12月の所得を基に計算した税額から仮徴収税額を差し引いた額を3期に分割します

特 別 徴 収	1期	2期	3期	4期	5期	6期
納 付 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
普 通 徴 収	1期	2期	3期	4期	5期	6期
	4月	5月	6月	7月	8月	9月

暫定賦課 令和2年度の年間税額の3/12を3期に分割します

本算定賦課 前年1～12月の所得を基に計算した税額から暫定賦課額を差し引いた額を9期に分割します

☎ 税務課諸税係 ☎ 355-5916

塩竈市国民健康保険

第2期データヘルス計画の中間評価・見直しをしました！

データヘルス計画は、被保険者の健康維持増進および医療費適正化を図ることを目的として、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画期間として策定しました。

令和2年度は計画期間の中間年にあたるため、計画に基づき実施した保健事業の前半期の取り組み実績を評価し、令和3年度からの後半期の事業計画および目標値の見直しを行いました。

見直し内容

- ・計画全体としての評価指標および目標値を設定
- ・目標値の一部修正
- ・前半期の実績を踏まえた、後半期の事業計画の見直し

中間評価・見直しの内容は市ホームページに掲載予定です。

☎ 保険年金課保険総務係 ☎ 355-6497



国民健康保険税 だけでなく 後期高齢者医療保険料 も

納付が手軽で便利に！

これまでは、市税や国民健康保険税などが対象でしたが、令和3年4月からは後期高齢者医療保険料も対象になります！

コンビニ納付について

市役所窓口・指定金融機関に加えて、曜日や時間を気にすることなく、コンビニエンスストア(以下コンビニ)でも納付できます。

利用できるコンビニは、市から送付する納付書の裏面をご覧ください。

- ・営業時間内であればいつでも納付できます。
- ・手数料はかかりません。
- ・現金で納付してください(小切手・カード・商品券などは不可)。
- ・領収書は重要な書類です。大切に保管してください。

コンビニ納付ができない場合

- 2021年3月以前に発行された納付書
- バーコードの印字のない納付書
- コンビニ有効期限を過ぎた納付書
- 汚れや破損などによりバーコードが読み取れない納付書
- 金額を訂正した納付書
- 1枚の納付金額が30万円を超える納付書
(30万円を超える納付書にはバーコード印字がありません)

スマホ決済について

市役所窓口・指定金融機関およびコンビニだけでなく、スマートフォンやタブレット上でも納付(以下スマホ決済)が可能です。スマホ決済なら、24時間365日いつでもどこでも便利です。

利用方法は、各サイトでご確認ください。

PayB



Pay Pay



LINEPay
請求書払い



※通信料は利用者負担です。

※領収書は発行されません。各アプリ内の取引履歴での確認となります。

※そのほかの注意点は、市ホームページや各アプリのサイトをご確認ください。

国民健康保険税の納付について 問 税務課納税推進室 ☎355-5964
後期高齢者医療保険料の納付について 問 保険年金課医療係 ☎355-6519

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！※

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。



1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

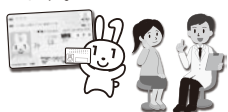
2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

どんないいことが? 5つのメリット

POINT1 健康保険証としてずっと使える!

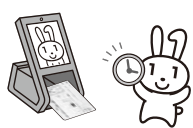
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT2 医療保険の資格確認がスピーディに!

カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT3 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。

POINT5 医療費控除もカードで便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。

また、2021年分 所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。

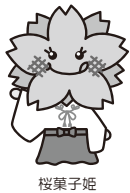


国民健康保険の保険証について 問 保険年金課給付年金課係 ☎355-6503
後期高齢者医療制度の保険証について 問 保険年金課医療係 ☎355-6519
上記以外の保険証について 問 加入している健康保険に問い合わせください

マイナンバーカードの
申請方法はこちら↓



https://www.kojinhangosai.go.jp/kojinhangosai/



国民健康保険の届け出をお忘れなく！

問 保険年金課給付年金係 ☎355-6503

こんなとき		必要なもの	マイナンバーカード(個人番号カード)を確認できる書類と本人確認書類 またはマイナンバー
加入するとき	転入したとき	印鑑	
	ほかの健康保険をやめたとき	ほかの健康保険をやめた証明書、印鑑	
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳	
やめるとき	転出するとき	保険証、印鑑	
	ほかの健康保険に加入したとき	国民健康保険の保険証、加入した健康保険の保険証、印鑑	
	後期高齢者医療制度に加入する場合は手続き不要です		
	亡くなったとき	保険証、印鑑、会葬御礼のはがき、喪主名義の通帳	
そのほか	住所や氏名、世帯主が変わったとき	保険証、印鑑	
	修学のため、子が転出するとき	保険証、在学証明書(原本)、印鑑	
	保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	印鑑、使えなくなった保険証	

国民健康保険に加入するときややめるとき、また家族に異動があるときには、届け出が必要です。必ず**14日以内**に届け出をお願いします。

なお、対象者と同一世帯でない方(家族も含む)が代理で手続きする場合は、次の2点が必要です。

忘れずにお持ちください。

①委任状 ②代理で手続きする方の本人確認書類

本人確認書類

① 次のうち1点

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)
- ・住民基本台帳カード(写真付き) ・運転免許証
- ・パスポート ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
- ・公的機関が発行した身分証明書(写真付き)

② ①をお持ちでない方は次のうち2点

- ・健康保険証 ・年金手帳または証書 ・医療受給者証
- ・学生証 ・公的機関が発行した身分証明書(写真なし)

加入の届け出が遅れると

- ・国民健康保険税をさかのぼって納めていただきます
- ・保険証を使えないため、その間の医療費がいったん全額自己負担になります

やめる届け出が遅れると

- ・国民健康保険の保険証を使って受診した場合、国民健康保険負担分の医療費を返還していただきます
- ・新たに加入した健康保険と国民健康保険の両方から保険税(料)の請求があります

医療費の自己負担

医療機関などの窓口で支払う自己負担割合は1割です。ただし、現役並み所得世帯の方は3割です。

自己負担割合は、保険証の「一部負担金の割合」欄に記載されていますので確認ください。

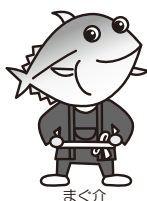
自己負担割合の判定には、後期高齢者医療制度の加入にかかわらず、世帯全員の所得の申告が必要です。

加入対象者と保険証について

加入対象者	75歳以上の方	一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方
対象となる日	75歳の誕生日当日から	申請により認定をうけた日から
保険者の交付(一人に1枚交付)	75歳の誕生日の前月中に郵送	認定された日に交付
保険証の更新	毎年8月1日に更新(7月中に郵送します)	

こんなときは届け出が必要です

こんなとき	必要なもの	マイナンバーカード(個人番号カード)を確認できる書類と本人確認書類
住所が変わったとき	保険証、印鑑、減額認定証・特定疾病療養受領証(お持ちの方)	
転出するとき	保険証、印鑑、減額認定証・特定疾病療養受領証(お持ちの方)	
転入したとき	印鑑、前住所地での医療費負担区分証明書	
亡くなったとき	保険証、印鑑、減額認定証・特定疾病療養受領証(お持ちの方) ※そのほかに必要なものがあります。担当に確認ください。	
一定の障がいがある65歳から75歳未満の方が加入するとき(随時受け付けています)	保険証、印鑑、各種手帳(身体障害者、療育、精神障害者保健福祉)など障害程度が確認できる書類、本市生活福祉課からの通知	



後期高齢者医療制度のしくみ

問 保険年金課医療係 ☎355-6519

後期高齢者医療制度とは

75歳以上の方(または一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方)が加入する医療制度で、75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた健康保険(国民健康保険や健康保険組合、共済組合など)から移行します。

一定の障がいとは・・・

- 身体障害者手帳1～3級、4級の一部
- 療育手帳の障害程度A
- 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1、2級
- 障害年金受給者(年金証書1、2級)

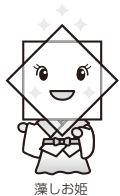
後期高齢者医療制度に加入するとき

75歳の誕生日から自動的に加入します。手続きは必要ありません。

ただし、一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方が加入する際は、申請が必要です。

ご注意ください！

会社の健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に加入した場合、その被扶養者だった方も会社の健康保険の資格を喪失します。新たに国民健康保険や別の健康保険に加入する手続きが必要です。



医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担軽減に 高額介護合算療養費制度

高額介護合算療養費制度とは

医療保険と介護保険における自己負担額の合算が高額となった世帯の負担軽減を図る制度です。

同じ医療保険に加入する方全員の1年間の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、右表の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給します。



手 続 き

高額介護合算療養費の計算は、基準日(令和2年7月31日)に加入している医療保険者が行います。

令和2年7月31日現在、塩竈市国民健康保険または宮城県後期高齢者医療制度に加入していた方には、4月中旬から順次「お知らせ」をお送りします。同封の申請書を提出してください。

※対象期間内に医療保険者の変更があった方には、お知らせできない場合があります。年間の自己負担額の合計が基準額を超えと思われる方は、基準日時点で加入していた医療保険者に問い合わせください。

申請の対象とならないもの

- 高額療養費、高額介護サービス費など戻った金額
- 限度額を超える額が500円以下の場合
- 保険適用外の食事代、差額ベッド代、福祉用具購入費、住宅改修費の利用者負担分など



ご確認ください

- 医療保険と介護保険のそれぞれから支給されます。
- 令和元年8月～令和2年7月の間に住所変更された方やほかの医療保険に移られた方、死亡された方がいる世帯には、お知らせできない場合があります。
- 世帯全員が国民健康保険加入者で、70歳以上の方と70歳未満の方が混在する場合、計算方法が異なります。詳しくは問い合わせください。

対象期間

令和元年8月1日から令和2年7月31日までの1年間

限 度 額

世帯員の年齢や所得により、下表のように細かく設定されています。計算は医療保険制度ごとに行うので、同一世帯に同じ医療保険の加入者が複数いる場合は合算して計算します。

国保70歳以上の方、後期高齢者医療制度の方

所得区分			限度額
現役並み 所得者	Ⅲ	課税所得690万円以上	212万円
	Ⅱ	課税所得380万円以上	141万円
	Ⅰ	課税所得145万円以上	67万円
一 般		課税所得145万円未満等	56万円
低所得Ⅱ			31万円
低所得Ⅰ※			19万円

※低所得Ⅰで介護保険受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

国保70歳未満の方

所得区分			限度額	
住民税課税世帯	所得901万円超	ア	212万円	
	所得600万円超901万円以下	イ	141万円	
	所得210万円超600万円以下	ウ	67万円	
	所得210万円以下	エ	60万円	
住民税非課税世帯			オ	34万円

障害者医療費助成対象の皆さん 助成額の返納が必要です！

障害者医療費助成は、高額介護合算療養費などを差し引いた、最終的な自己負担額を助成する制度です。高額介護合算療養費が支給される場合、重複支給にならないように、すでに医療費助成として支給した額は返納いただきます。

返納対象者には、各医療保険から高額介護合算療養費が支給された後に返納通知を送付しますので、期日までに返納ください。

介護保険について
国民健康保険について
後期高齢者医療保険、障害者医療費助成について

問 長寿社会課介護保険係 ☎364-1204
問 保険年金課給付年金係 ☎355-6503
問 保険年金課医療係 ☎355-6519



新型コロナウイルス感染症による 傷病手当金の支給を延長します

塩竈市国民健康保険に加入の方、または、後期高齢者医療制度に加入の方で、給与などの支払いを受けている方のうち、下記に該当する方がいましたら、お電話でお問い合わせください。

対象者

下記の症状①・②のいずれかに該当し、療養のため仕事をするのができなく、かつ、勤務先から給与などの全額又は一部の受け取りがない方などは、国の基準に基づき傷病手当金の支給を受けられます。

①新型コロナウイルス感染症に感染した方

②新型コロナウイルス感染症に感染はしていないが、発熱の症状など(息苦しさ、強い怠さ、高熱などの強い症状のいずれかがある場合)により感染が疑われた方

※症状がない状態で、勤務先などから自粛要請のため仕事を休んでいた方や、無症状の濃厚接触者などで仕事を休んでいた方などは、傷病手当金の支給対象とはなりません。

適用期間

令和2年1月1日～令和3年6月30日

申請

申請書は郵送しますので、必要事項を記入して提出をお願いします。(事業主や医療機関からの証明も必要です)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大および予防の観点から、必要なものを除き、なるべく郵送やファクスでの申請にご協力をお願いします。

国民健康保険に加入の方 問 保険年金課給付年金係 ☎355-6503
後期高齢者医療制度に加入の方 問 保険年金課医療係 ☎355-6519



新型コロナワクチン接種に関する相談窓口

ワクチン接種に関する一般的なご相談は、下記までお電話でお問い合わせください。

相談先	日時	電話番号
塩竈市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター	9:00～19:00 (平日・土日祝日)	☎0570-085-230
塩竈市 新型コロナワクチン接種推進室	8:30～17:15 (平日のみ)	☎022-355-4123
厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター	9:00～21:00 (平日・土日祝日)	☎0120-761-770

お薬の上手なもらい方

かかりつけ薬局を持ち、
お薬手帳を活用しましょう



「かかりつけ薬局」ではアレルギーなどの体質の把握や、お薬手帳を使用して、薬の履歴である薬歴を管理してもらうことができます。飲み合わせのチェックをしてもらうこともできるので、安心して薬を使用することができます。

ジェネリック(後発)医薬品
を活用しましょう



ジェネリック医薬品とは、厚生労働省の認可を受けて製造される、新薬と同じ有効成分を含む薬です。また、新薬より一般的に安価です。希望する場合は、かかりつけ医薬品に相談してみましょう。

必要以上に薬を欲しがる
ことはやめましょう



薬には飲み合わせが悪い併用禁忌薬があり、一緒に服用すると副作用により重大な影響を与える可能性があります。

飲み残した薬がある場合は薬剤師に相談し、薬のもらいすぎ、飲み合わせには注意しましょう。